

名古屋市農業委員会 令和8年第7回総会 議 事 録

- 1 開催日時 令和8年7月21日（火） 開始：午後2時00分、終了：午後2時43分
- 2 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 12A会議室
- 3 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	8 人	出 席 数	14 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 4 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 5 事務局職員出席者（課長級以上）

事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、中川農政課長、港農政課長

- 6 その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（課長補佐級以下）6人

- 7 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 8 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第44号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第45号議案 農地法第 5条の規定による賃借権設定許可申請について

第46号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第47号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第48号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第49号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

(4) その他

(5) 閉会

令和 8 年第 7 回総会 委員出欠状況

出席農業委員（14 名）

1 番	小 畠 盛 夫 委員		
3 番	山 口 幸 江 委員	4 番	近 藤 正 俊 委員
5 番	福 島 茂 俊 委員	6 番	木 村 幸 廣 委員
7 番	川 本 美 幸 委員	8 番	箕 浦 基 伸 委員
9 番	布 目 巳佐子 委員	1 0 番	二 村 新 一 委員
1 1 番	横 井 昭 男 委員		
1 3 番	清 水 久 一 委員	1 4 番	安 井 勝 春 委員
1 5 番	安 井 秀 樹 委員	1 6 番	横 井 庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（12 名）

1 7 番	久 野 隆 博 委員	1 8 番	山 口 儀 明 委員
1 9 番	若 松 邦 義 委員	2 0 番	石 田 正 彦 委員
2 1 番	松 原 道 直 委員	2 2 番	加 藤 新 一 委員
2 3 番	安 井 正 敏 委員	2 4 番	横 井 慎 一 委員
2 5 番	木 村 正 男 委員	2 6 番	神 野 貞 雄 委員
2 7 番	竹 川 孝 司 委員	2 8 番	坂 野 嘉 紀 委員

令和 8 年第 7 回総会（令和 8 年 7 月 21 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 8 年第 7 回総会をはじめさせていただきます。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和 8 年第 7 回総会を開会いたします。 本日は、本当にお暑い中、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、本日の議案といたしまして、第 44 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 49 号議案「相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について」までの 6 議案の審議を行います。また、報告事項を 1 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。 限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。 それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 14 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。 また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 12 人のご出席でございます。 次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、箕浦基伸委員及び安井勝春委員の両委員をお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まずはじめに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 44 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-3 について、13 番、清水委員、お願いいたします。

清水委員

受付番号 4-3 につきまして、坂野推進委員及び事務局職員とで、7 月 2 日に調査した結果を報告します。

本件は、譲渡人の 3 名が営農を廃業し、譲受人へ農地を所有権移転するために、許可申請されたものです。

申請地の港区藤高一丁目の 1 筆は畑で、オオバ、ズッキーニ等が植えられた状態でした。

なお、譲受人が、現在所有する農地について、営農状況を確認したところ、適切に肥培管理されていました。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご意見はございますか。

	特にないようです。それでは、第 44 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 44 号議案の案件は許可することといたします。 次に、第 45 号議案、農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-1 について、13 番、清水委員、お願いいたします。
清水委員	受付番号 4-1 につきまして、坂野推進委員及び事務局職員とで、7 月 2 日に調査した結果を報告します。 転用の内容は、申請地の隣地の自動車取扱業の車両進入通路とするものです。賃借人は、自動車の販売や買取、修理、リース等の業務を行っている法人です。現在、申請地の北側隣接地を借りて、自走不能となった故障車等の駐車場として使用していますが、既存の出入口が東側にある水路橋のみです。当該橋は、設置時期も不明で、水路を管理する茶屋新田土地改良区からも、橋の継続使用における崩落等の危険性を完全に排除できないことから、自主的に使用を控えるよう要請を受けています。 しかしながら、当該駐車場の北側には農地があり、隣接して店舗があることや、西側は農地が広がっているため、駐車場への乗り入れについて申請地を通行するほかなく、貸主の所有する港区川園二丁目の 1 筆の土地に車両進入通路を設置するため、農用地利用計画変更の申出を経て、今回の 5 条許可申請に至ったものです。

申請に係る農地は、第 1 種農地であります。『既存施設の機能を維持するために、既存施設に隣接する土地の施設を整備するもので、拡張部分に係る敷地面積が既存の敷地面積の 2 分の 1 を超えないもの』と考えられ、許可基準の例外に該当します。

転用面積については、東側の市道から大型車両が U ターンするように進入する経路が示された軌跡図及び事業計画により、申請地の面積 251 平米は、必要最小限の面積であることを確認しております。

申請地の現況は畑で、ミカンが栽培されている状況でした。その周囲の状況は、北側は宅地、南側は道路、西側は畑、東側は水路となっており、茶屋新田土地改良区から排水同意書もあり、周辺農地への被害防除には配慮するとのことでした。

また、茶屋新田土地改良区の意見書があることや、賃借人は、資金調達に必要な資力・信用があること、当該転用事業が確実に遂行されるものと考えられます。

以上、調査の結果、許可をすることについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 45 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 45 号議案の案件は許可することといたします。

	次に、第 46 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-2 について、1 番、小畠委員、お願いいたします。 受付番号 1-2 の農地について、山口儀明委員と事務局職員で、7 月 1 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-2 の願い出の農地は、カキ、ミカンなどが栽培されていました。 お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 以上につきまして、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-3 について、21 番、松原委員、お願いいたします。
松原委員	受付番号 2-3 の農地について、7 月 2 日に川本委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地はすべて畑で、トウモロコシ、スイカなどが作付けされていました。 主たる従事者がお亡くなりになるまでは、農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-1 について、25 番、木村委員お願いいたします。
木村（正） 委員	受付番号 4-1 につきまして、安井勝春委員及び事務局職員とで、7 月 2 日に調査した結果を報告します。 受付番号 4-1 の、生産緑地の主たる従事者は、令和 7 年 1 月から進行する両下肢麻痺のため歩行に介助が必要であり、令和 8 年 6 月に筋萎縮性側索硬化症の診断を受け、農作業が不可能になったことは、事務局が医師の診断書と本人との面談により確認しております。 証明願い出の農地、港区福田二丁目の 1 筆は畑で、耕作準備中の状況であり、主たる従事者として、農地を管理されていたことを確認しました。 これらの事実から、本件申請につきましては、願い出のとおり証明することに、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 46 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 46 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 47 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

山口（幸） 委員	それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-12 及び 1-13 について、3 番、山口委員、お願いいたします。 受付番号 1-12 、1-13 の農地について、久野隆博委員と事務局職員で、7 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-12、1-13 の 2 つの申請は、ご夫婦がそれぞれ証明願いを出されたもので、願い出の農地は夫の単独所有の農地、定納山二丁目の 1 筆と妻と共有されている農地、定納山一丁目の 1 筆、定納山二丁目の 1 筆で構成されています。 定納山二丁目の 2 筆は一体で利用されており、カキ、ウメ、ミカン、ブルーベリー などが栽培されていました。 定納山一丁目の 1 筆には、カキ、ウメ、ミカン、プラム、スモモなどが栽培されていました。いずれも肥培管理良好でした。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-14 について、17 番、久野委員、お願いいたします。
久野委員	受付番号 1-14 の農地について、山口幸江委員と事務局職員で、7 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。 願い出の農地は、ナス、トマト、オクラなどの夏野菜が栽培されており、肥培管理良好でした。

	また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-15 及び 1-16 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。
近藤委員	受付番号 1-15 及び 1-16 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、7 月 1 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-15 の願い出の農地には、ウメ、トウモロコシ、ナスなどが栽培されており肥培管理は良好でした。 受付番号 1-16 の願い出の農地には、ウメ、ブドウ、スイカなどが栽培されており、肥培管理は良好でした。 また、いずれの申請も願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しており、問題ないと思われます。 よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-17 及び 1-18 について、5 番、福島委員、お願いいたします。
福島委員	受付番号 1-17 及び 1-18 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、7 月 1 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-17 の高針原二丁目の 1 筆の農地には、ウメやオリーブが栽培されていました。鴻の巣一丁目の 3 筆の農地は一体で利用されており、ウメやオリーブが栽培されていました。いずれも肥培管理は良好でした。

	受付番号 1-18 の勢子坊一丁目の 2 筆の農地は一体で利用されており、トマト、スイカ、ハーブなどが栽培され肥培管理は良好でした。 また、いずれの農地についても、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しており、問題ないと思われます。 よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-6 について、8 番、箕浦委員、お願いいたします。
箕浦委員	受付番号 2-6 について、7 月 3 日に若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は田で、水稻が作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-7 について、19 番、若松委員、お願いいたします。
若松委員	受付番号 2-7 について、7 月 3 日に箕浦委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は田で、水稻が作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-4 から 3-8 につ

安井（正） 委員	いて、23 番、安井委員、お願いいたします。 受付番号 3-4 から 3-8 の農地につきましては、7 月 2 日に横井委員及び事務局職員と現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-4 の中川区富田町大字千音寺字平毛はじめ 18 筆は、いずれも区画整理中で作止めでした。 続きまして、受付番号 3-5 の中川区一色新町三丁目の 1 筆、中川区江松三丁目の 3 筆の畑は、耕作準備中で、いずれも良好に管理されていました。 続きまして、受付番号 3-6 の中川区富田町大字千音寺字上前田畔はじめ 19 筆は、いずれも区画整理中で作止めでした。 続きまして、受付番号 3-7 の中川区万場二丁目の 1 筆の畑は、現在ネギ、キュウリ、トマトが作付けされており、良好に管理されていました。 続きまして、受付番号 3-8 の中川区東起町一丁目の 2 筆の田には、水稻が、中川区下之一色町字松蔭六丁目の 3 筆の畑には、ナス、ピーマン、キュウリが作付けされており、いずれも良好に管理されていました。 以上、証明することにつき、問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-7 及び 4-8 について、13 番、清水委員、お願いいたします。
清水委員	受付番号 4-7 及び 4-8 につきまして、坂野推進委員及び事務局職員とで、7 月 2 日に調査した結果を報告します。

受付番号 4-7 の証明願い出の農地、港区藤高三丁目はじめ 5 筆は田で、水稻が作付けされており農地として管理されていました。

港区藤高二丁目の 3 筆は畑で、トウモロコシ収穫後の状態でした。港区藤高三丁目の 1 筆は畑で、ウメ、シソ、イチジクが作付けされており農地として管理されていました。

また、この土地の所有者が、営農してきたことは、申請時に事務局において確認しています。

続きまして、受付番号 4-8 の証明願い出の農地、港区藤高二丁目はじめ 2 筆は田で、水稻が作付けされており農地として管理されていました。

また、この土地の所有者が、営農してきたことは、申請時に事務局において確認しています。

以上、調査の結果、願い出のとおり証明することについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-9 について、15 番、安井委員、お願いいたします。

安井（秀）
委員

受付番号 4-9 につきまして、神野推進委員及び事務局職員とで、7 月 3 日に調査した結果を報告します。

証明願い出の農地、港区当知三丁目はじめ 2 筆は畑で、ナス、クウシンサイ、ゴーヤなどが作付けされており農地として管理されていました。

また、この土地の所有者が、営農してきたことは、申請時に事務局において確認しています。

	以上、調査の結果、願い出のとおり証明することについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
松原委員	すいません。ちょっと、お願いします。 3-4 及び 3-6 についてですけれども、区画整理中であるということですが、作止め中は仕方がないと思いますけれども、亡くなられた方が、そういう意味では平成 10 年だから、だいたい 30 年弱経過しているし、3-6 に関しては、20 年強、相続されてやっているといますけれども、いつ頃から作止めかということと、従前地でできないのか、仮換地先が分かれてますけれども、仮換地先の使用収益がいつ頃ぐらいになるか、区画整理というのは、何十年もかかる大規模な企画事業ですが、そこら辺がどうなっているか、ちょっとお伺いしたいと思いますけれども。
中川農政課長	事務局からです。 千音寺の区画整理事業自体は 2012 年、平成 24 年から開始されたと確認しておりますが、いつ頃から作止めになったのかは、現在手元に資料がなく、すみません。現在は、作止め中でございます。 千音寺自体は、ところどころ使用収益開始されているところもあると聞いていますので、順次開始できるところから事業自体は進んでいると聞いております。以上です。
議長（会長）	いかがでしょうか。
松原委員	特に田んぼに関しては、従前地を廃止して、仮換地を圃場にするためには準備が必要ですが、特に畑に関しては、埋め

	立ててそのままである程度、楽って言っちゃいかんですけども、30 年後続する人が仮換地してもらって、使用収益になって、やられない方も結構多いもので、草ボーボーになってしまう可能性が高いもので、そこら辺管理していけるかなと。以上です。
議長（会長）	ありがとうございます。他に何かございますか。
山口（幸） 委員	先ほどの松原さんの質問ですけど、それぞれの整理組合があって、整理組合に聞くしかないと思うんです。 仮換地で換えてくる時期というのも、それぞれのあれで違うと思いますので、その先の何か、その方が仮換地でいただいてから生産緑地にするかどうかは、いま現状としてはわからないと思うので、何が心配で松原さんがお尋ねになっているのか、ちょっとわかりませんが、そんなに心配でしたら、それぞれの組合のところにお尋ねされたらどうかと思います。
松原委員	使用収益可能になると、そこで自分が畑をどうしていくか、いただいた仮換地をどうしていただくというのは責任がありますけども、なかには遠方に相続されたりして、1 年間ほったらかしとかいうことになって、草ボーボーになってしまうんですね。 6 月になると私の町内でも草刈りというか、清掃美化が始まりまして、そうすると結局やれないから放置されてるんだわね。もう数年草ボーボーなんですわ。側溝までかぶって、保育園とかそういうのもあるのにやらないもので、私、区画整理に、農地である以上、周辺のここで幼稚園児が万が一ケガするといけないから、区画整理組合に言って、このところ刈ってくださいと。仮換地使用収益になったんですかね。それで一応お願いして、刈っていただいたことがあるもので、そういうことを危惧しとるんですわ。そういうのが結構あるんですね、区画整理が始まって、使用収益になると。近所に住んどればいいんだ

	けども、遠隔地で相続した方は、なかなか来られない場合が多い。そうすると例えば、近くでも豊田から来てるけども、結局やられないで誰かに貸してられると。良いか悪いかは別にして、そういうことがあるもんで、30 年ぐらい経つ人ですからこの人、いま何歳かわかりませんが、そういう可能性もあるものですから、そこんところ聞きたいというか、心配をしたわけです。以上です。
議長（会長）	ありがとうございます。そうですね。なかなか難しいことです。 他にございますか。 他にないようです。それでは、第 47 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 47 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 48 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-1 について、18 番、山口委員、お願いいたします。
山口（儀） 委員	受付番号 1-1 の農地について、小畠盛夫委員と事務局職員で、7 月 1 日 に、現地調査した結果を報告します。 願い出の土地は、昨年亡くなられた所有者の養子が、引き続き農業経営を続けられると申し出られました。 申請地は一体で、イチジク、ズッキーニ、ミカン、カキ、ク

	リ、シークァーサーなどが栽培され、良好に管理されていました。 また、自ら耕作されていることを確認し、これまでも農作業に従事されており、今後も農地の維持管理を続けることは可能であると見込まれます。 以上のことから、相続税の納税猶予の適格者とするに、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 48 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 48 号議案の案件は証明いたします。 次に、第 49 号議案、相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 3-1 及び 3-2 について、11 番、横井委員、お願いいたします。
横井（昭） 委員	受付番号 3-1 及び 3-2 の農地につきましては、7 月 2 日に安井委員及び事務局職員と現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-1 は、所有者が納税猶予の適用を受けている農地を、自らの農地として管理していることについて、中川税務署

から確認を求められているものです。

照会のありました、中川区富永四丁目ははじめ2筆は、すべて田で、水稻が作付けされており、所有者が相続して以来、自らの農地として管理されてきたことを確認しました。

続きまして、受付番号3-2は、所有者が納税猶予の適用を受けている農地を、自らの農地として管理していることについて、中川税務署から確認を求められているものです。

照会のありました、中川区江松西町ははじめ3筆は田で、水稻が作付けされており、また中川区江松西町の1筆は畑で、ショウガ、オクラ、ナスが作付けされ、所有者が相続して以来、自らの農地として管理されてきたことを確認しました。

以上、調査の結果、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号4-1について、13番、清水委員、お願いいたします。

清水委員

受付番号4-1につきまして、坂野推進委員と事務局職員で、7月2日に調査した結果をご報告します。

本件は、所有者が、納税猶予の適用を受けている農地について、自らの農地として管理していることについて、中川税務署から確認を求められているものです。

照会のあった農地、港区藤高二丁目ははじめ3筆は田で、水稻が作付けされており、良好に管理されておりました。

また、この農地は、相続人が相続して以来、所有者自らにより、農地として管理されてきたことを確認しました。

以上、調査の結果、確認するに問題ないと思われしますので、

	よろしくご審議をお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-2 について、14 番、安井委員、お願いいたします。
安井（勝） 委員	受付番号 4-2 につきまして、竹川推進委員と事務局職員で、7 月 3 日に調査した結果をご報告します。 本件は、所有者が、納税猶予の適用を受けている農地について、自らの農地として管理していることについて、中川税務署から確認を求められているものです。 照会のあった農地、港区新茶屋二丁目ははじめ 5 筆は田で、水稻が作付けされており、良好に管理されておりました。 また、この農地は、相続人が相続して以来、所有者自らにより、農地として管理されてきたことを確認しました。 以上、調査の結果、確認するに問題ないと思われますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 49 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 49 号議案の案件は承認いたします。 本日より予定しました議案は以上でございます。 続きまして、報告に移ります。

農政課長

報告(1)「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。

それでは、令和8年6月2日から令和8年6月30日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1ページから8ページにかけまして、農地法第3条の3の規定による届出が17件

続いて、9ページから19ページにかけまして、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出が33件

続いて、20ページから46ページにかけまして、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが73件

続いて、47ページから49ページにかけまして、同じく、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち賃借権設定に係るものが8件

続いて、50ページから51ページにかけまして、同じく、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち使用賃借権設定に係るものが4件

続いて、52ページですが、転用届出に係る訂正願が3件

続いて、53ページですが、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願が2件

続いて、54ページですが、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が1件

続いて、55ページですが、土地改良事業参加資格交替申出

	の承認が 1 件 それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。
議長（会長）	ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。 特にないようです。 報告については、以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。
課長補佐	事務局から 1 点、事務連絡がございます。 4 月の総会でご議決いただきました「令和 9 年度名古屋市農業施策等に関する意見書」につきまして、7 月 10 日（金）に名古屋市長あて提出いたしました。当日の様子等につきましては、後日、名古屋市公式ウェブサイトに掲載もする予定でございますのでご覧いただきますようお願いいたします。 また、関係機関として、本日総会終了後に愛知県、8 月 7 日に愛知県農業会議、8 月 20 日に東海農政局に要請を行ってまいります。 事務局からの連絡は、以上でございます。
議長（会長）	その他、何かありますでしょうか。 特にないようです。 それでは、以上をもちまして、令和 8 年第 7 回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

閉会（午後 2 時 43 分）